

1. 制度のあらまし

公共工事は、調達時点で品質を確認できる一般的な物品の購入とは基本的に異なり、施工者の技術力等により工事目的物の品質が左右される。そのため、発注者は、個々の工事の内容に応じて適切な技術力を持つ企業を競争参加者として選定するとともに、技術力を評価した落札者の決定や適切な監督・検査等の実施により公共工事の品質を確保する必要がある。

公共工事の調達方式は、これまで、価格のみの競争により行われてきたが、低価格入札やくじ引きによる施工業者の選定・決定が急増しており、適切な技術力を持たない者が施工することによる不良工事の発生等が懸念されている。

このような背景から、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（平成17年法律第18号。以下「品確法」という。）が平成17年4月1日に施行され、同年8月には「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」（以下「基本方針」という。）が閣議決定された。

さらに、大規模工事に限られていた総合評価方式を中小規模工事へも適用する取り組みとして、総合評価方式活用検討委員会（国土交通省）から「公共工事における総合評価方式活用ガイドライン」（以下「活用ガイドライン」という）が平成17年9月に、「総合評価方式適用の考え方」が平成19年3月に示されたところである。

ここでは、新たに総合評価方式を導入する発注者の視点に立ち、これらの制度について簡単に説明する。

品確法(平成17年4月1日施行)

- ・公共工事の調達を従来の「価格のみの競争」から「価格と品質」の両面からの競争に転換することを打ち出した法律

基本方針(平成17年8月26日閣議決定)

- ・品確法に基づき、公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針

総合評価方式(活用ガイドライン等)

- ・品質確保や品質向上の技術提案といった価格以外の要素を含めて評価する落札方式の活用促進を図るガイドライン

1-1. 品確法について

1) 総合評価方式の導入(基本理念)【品確法第3条第2項】

公共工事の品質は、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならないと規定されており、総合評価方式の導入を基本理念で示している。

2) 基本方針の策定、地方公共団体の責務【品確法第8条第1項、9条】

政府は「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」を定め、これに従い、各省各庁の長、特殊法人等の代表者及び地方公共団体の長は、公共工事の品質確保の促進を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとされている。

3) 技術的能力の審査【品確法第11条】

発注者は、公共工事の契約につき競争に付するときは、競争参加者について工事の経験、施工状況の評価、当該工事の配置予定技術者の経験等の技術的能力に関する事項を審査しなければならないとされている。したがって、発注者は全ての競争入札工事に対し、参加者の技術的能力について審査を行わなければならない。

4) 技術提案【品確法第12条】

発注者は当該工事の内容に応じて、競争参加者に対し、技術提案を求めるよう努め、技術提案がされたときは、これを適切に審査・評価しなければならない。なお、技術提案の内容に従って確実に実施することができないと認めるときは、当該技術提案を採用しないことができることも規定されている。

1-2. 基本方針について

基本方針に基づく、落札者決定までのフローを図1-2.1に示す。

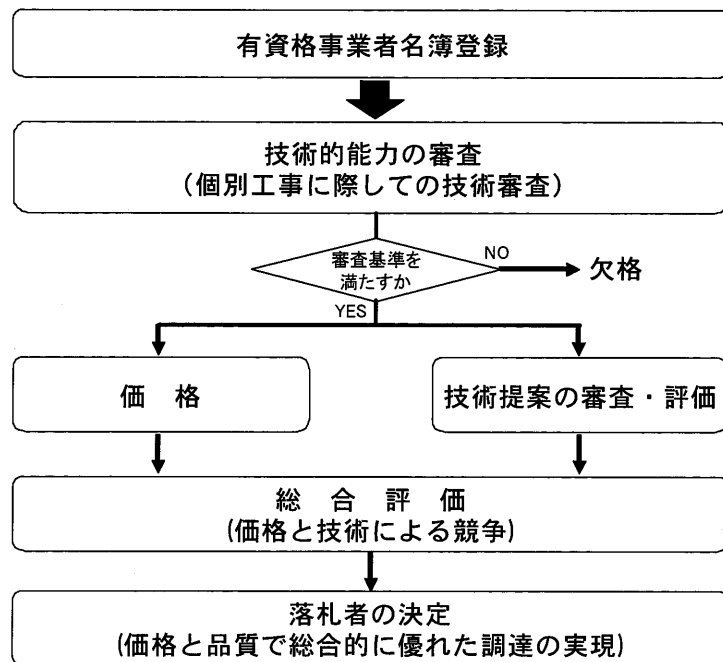


図1-2.1 基本方針に基づくフロー

1) 品質確保促進の意義【基本方針第1】

公共工事の品質確保を図るためには、技術的能力を有する参加者の競争が実現され、価格以外の多様な要素を考慮して価格および品質が総合的に優れた内容の契約がなされることが重要である。

このために、発注者は事業の目的や工事の内容に応じ、競争参加者の技術的能力の審査を適切に行なうとともに、品質の向上に係る技術提案を求めるよう努め、落札者の決定においては、価格に加えて技術提案の優劣等を総合的に評価することにより、最も評価の高い者を落札者とするを原則とする。

2) 有資格者名簿の作成に際しての資格審査【基本方針第2の2(1)】

定期的に又は随時に、競争に参加しようとする者が競争に参加するために必要な資格を有するかどうかを審査し、有資格業者名簿を作成する。

資格審査に際しては、経営事項評価点数、工事成績等による技術評価点数等により適切に評価する。

3) 技術的能力の審査（個別工事に際しての技術審査）【基本方針第2の2(2)】

技術的能力の審査では、入札に参加する企業の施工実績、配置予定技術者の能力、簡易な施工計画等の審査を行うとともに必要に応じて配置予定技術者のヒアリングを行い適切な競争参加者の選定等を行うものとする。

なお、審査の結果、審査基準を満たしていない企業には競争参加資格を認めないものとする。

4) 技術提案の審査・評価【基本方針第2の3(2)】

技術提案の審査^{※1}は、技術提案（施工計画、品質管理、高度な技術提案）の妥当性、適切性、品質管理の頻度、実現性、安全性等について審査を行うものとする。

技術提案の評価^{※2}は、事前に提示した定量的又は定性的な評価基準及び得点配分に従い評価を行うものとする。

なお、簡易型については、前項『3) 技術的能力の審査』の審査基準を満たした施工実績、配置予定技術者の能力、簡易な施工計画等によって評価するが、ここで行った審査以外の評価項目や評価基準を設定して評価することもできる。

※1 審査:最低限の要求を満たしているかの確認

※2 評価:優劣の判定や順位の決定

5) 国等による発注者の支援【基本方針第2の8(1)】

各発注者は、発注関係事務を適切に実施することができるよう、体制の整備に努めるものとされ、工事の内容が高度であるために発注関係事務を適切に実施することが困難である場合においては、発注者の責任のもと、発注関係事務を実施できる者の能力を活用するように努めるものとされている。このような発注者に対して国及び都道府県は次のような措置を講ずるよう努めるものとされている。

イ 発注関係事務を適切に実施することができる職員を育成するため、講習会の開催や国等が実施する研修への職員の受け入れを行う。

ロ 発注者より要請があった場合には、自らの業務の実施状況を勘案しつつ、可能な限り、その要請に応じて支援を行う。

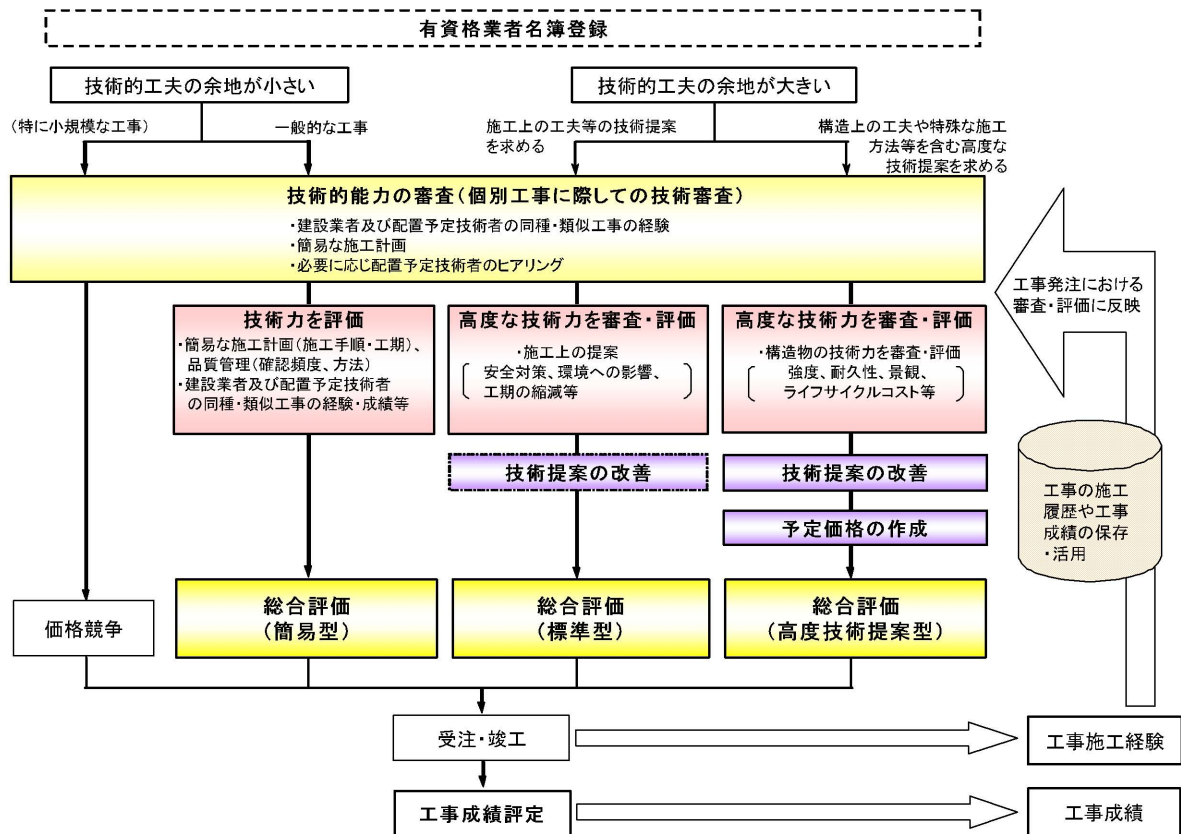
ハ 発注者による発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者の選定に関して協力する。

ニ 発注関係事務を適切に実施するために必要な情報の収集及び提供等を行う。

1-3. 総合評価方式について

総合評価方式とは企業の技術力と価格の双方を総合的に評価し落札者を決定する方法である。標準的な設計、施工方法に基づき最も安い価格で入札した企業を落札者としてきた従来の入札方式（価格競争方式）とは異なり、総合評価方式は、より技術力の高い企業を落札者として選定することを可能とし、品質の向上、企業の技術開発の促進、入札談合の抑制等の効果が期待されている方式である。

工事における技術的能力の審査、技術提案の評価・活用の流れを図1-3.1に示す。



- ※個別工事に際しての技術審査：建設業者の施工能力の確認を行う。
- ※技術力を審査・評価：技術提案の実現性等を確認（審査）した上で、技術提案の点数付け（評価）を行う。
- ※技術提案：一般的な工事においては、簡易な施工計画、品質管理等についての提案を求める。
技術提案の工夫の余地が大きい場合は、上記に加え、施工上の提案、工事目的物の品質の向上に関する高度な提案を求める。
- ※総合評価：技術提案の評価結果に基づき、価格と総合的に評価を行う。

図1-3.1 技術的能力の審査、技術提案の評価・活用の流れ

1) 総合評価方式の適用範囲

総合評価方式は、特に小規模な工事を除き、すべての公共工事において適用することを基本とし、公共工事の特性（規模、技術的な工夫の余地）に応じて、簡易型、標準型、高度技術提案型のいずれかのタイプを選択する。

なお、技術的な工夫の余地が小さい一般的な工事においても（簡易な）施工計画等についての工夫を技術提案として扱い、当該技術提案に係る性能等を「価格以外の要素」として総合評価を行う。

2) 総合評価方式のタイプ適用の考え方

総合評価方式には簡易型、標準型、高度技術提案型の3タイプがある。どのタイプを選択するかは、当該工事の技術的な工夫の余地が基本となるが、工事の規模や難易度、予定価格などを総合的に判断して決定する。

表1-3. 1に総合評価方式の分類を、表1-3. 2に総合評価方式適用の考え方の例を示す。

〔簡易型〕

簡易型は、技術的工夫の余地が小さい工事を対象に、発注者が示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を求める場合に適用するものである。

簡易型では、簡易な施工計画、同種・類似工事の経験、工事成績等に基づいて評価される技術力と価格との総合評価を行う。

〔標準型〕

標準型は、技術的工夫の余地が大きい工事を対象に、発注者が示す標準的な仕様（標準案）に対し社会的要請の高い特定の課題について施工上の工夫等の技術提案を求めることにより、民間企業の優れた技術力を活用し、公共工事の品質をより高めることを期待する場合に適用するものである。

標準型では、発注者が標準案に基づき算定した工事価格を予定価格とし、その範囲内で提案される施工上の工夫等の技術提案と価格との総合評価を行う。

〔高度技術提案型〕

高度技術提案型は、技術的な工夫の余地が大きい工事を対象に、社会的要請の高い特定の課題について構造上の工夫や特殊な施工方法等を含む高度な技術提案を求めることにより、民間企業の優れた技術力を活用し、公共工事の品質をより高めることを期待する場合に適用するものである。

高度技術提案型では、より優れた技術提案とするために、発注者と競争参加者の技術対話を通じて技術提案の改善を行うとともに、技術提案に基づき予定価格を作成した上で、技術提案と価格との総合評価を行う。

表 1-3. 1 総合評価方式の分類

| タイプ | 対象工事 | 評価の対象 | 予定価格 |
|---------|----------------|-----------------|----------------|
| 簡易型 | 技術的工夫の余地が小さい工事 | 適切・確実な施工能力 | 標準案※で予定価格を作成 |
| 標準型 | 技術的工夫の余地が大きい工事 | 品質をより高める技術提案の内容 | |
| 高度技術提案型 | | | 技術提案を基に予定価格を作成 |

※標準案：標準単価、標準仕様等による設計・積算

表 1-3. 2 総合評価方式タイプ適用の考え方

| | 工事の特徴 | 具体例 | タイプの適用 |
|---------|--|-----------------------------------|-----------------|
| 土木・建築工事 | ・一般的、標準的 | 開削工事、小規模な建物改築工事など | 簡易型とすることができる |
| | ・工事規模が大きく複雑 ・施工事例が少ない ・新技術の採用が想定される | シールド工事、水管橋新設工事、大規模な建物改築工事など | 標準型の適用を検討する |
| | ・工事目的物自体について提案を求める | 浄水場新設工事、建物新築工事など | 高度技術提案型の適用を検討する |
| 機械・電気工事 | ・設計上、提案の余地が少ない | 設備の部分的な更新工事など | 簡易型とすることができる |
| | ・工事規模が大きい ・既存設備との調整が多い ・新技術の採用が想定される | 設備の新設工事、大規模な更新工事など | 標準型の適用を検討する |
| | ・工事目的物自体について提案を求める | 監視制御設備新設工事、高度処理設備新設工事、膜処理設備新設工事など | 高度技術提案型の適用を検討する |

3) 技術提案の評価項目の基本的な考え方

総合評価方式における価格以外の評価項目（技術提案）は、公共工事の品質向上・確保に対する重要性や評価項目に係るデータの入手の容易さ等に基づき適切に設定することを基本とする。公共工事においては、企業に期待する事項の観点から次のように整理できる。

①企業の技術力

発注者の示す仕様に基づき、適切かつ確実に工事を遂行する能力を企業に期待するものである。当該工事の技術特性の理解度を把握するために簡易な施工計画等の評価するとともに、企業が保有する施工技術の実績、当該工事の施工に直接係わる配置予定技術者の能力を評価の視点とする。

②企業の信頼性・社会性

工事を円滑に実施する能力を評価するものである。現地条件を熟知している等の地域精通度、地域住民が安心して工事を任せられる、または災害等に対して臨機な対応が可能である企業であるかという視点から地域への貢献度を評価の視点とする。

③企業の高度な技術力

発注者の示す標準的な仕様に対して競争参加者からの技術提案により改善し、工事の品質向上を図る能力を評価するものである。競争参加者の技術提案については、総合的なコスト、性能・強度等や環境の維持・交通の確保等を評価の視点とする。

これらの視点に基づき、簡易型、標準型、高度技術提案型のそれぞれ適用する工事の特性（工事内容、規模、要求用件等）に応じて価格以外の評価項目を設定する。

この考え方に基づき工事規模・工事難易度と総合評価のタイプとの関係を図1-3.2に示す。

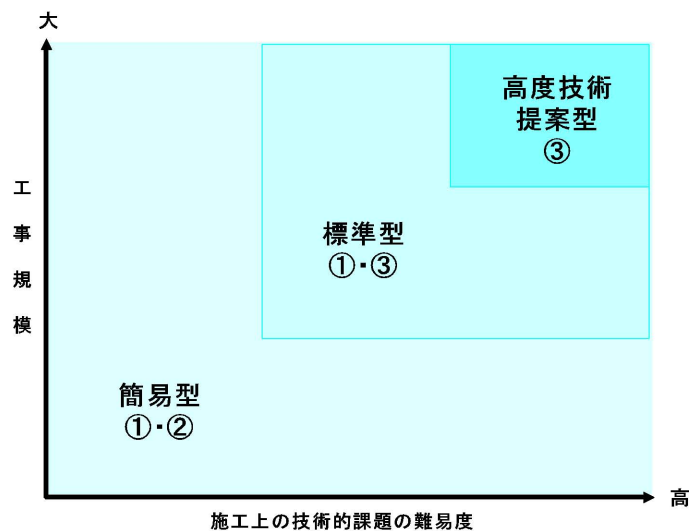


図1-3.2 工事規模・工事難易度と総合評価方式の基本的関係

4) 総合評価による落札者の決定

入札価格が予定価格の制限の範囲内にあるもののうち、評価値の最も高いものを落札者とする。

評価値の算出方法は、加算式、除算式またはその他の方法から、発注者が適切と考える方法を採用するものとし、技術評価点・加算点の設定についても、発注者が工事の特性に応じて適切に設定するものとする。

5) 学識経験者の意見聴取

地方公共団体においては、地方自治法施行令第167条の10の2に基づき、以下の事項を行おうとするときは、あらかじめ2人以上の学識経験者の意見を聴く必要がある。

- ① 総合評価方式を行おうとするとき。
- ② 総合評価方式により落札者を決定しようとするとき。
- ③ 落札者決定基準を定めようとするとき。



学識経験者の意見聴取について

この規定は、総合評価方式を適用するにあたり、発注者の恣意を排除し、中立かつ公正な審査・評価を行なう上で重要であるが、地方公共団体が総合評価方式の適用を拡大していく上で課題となっている。今後、学識経験者の負担や運用に係るコストが大きくなる場合には、より効率的に発注関係事務を実施するための方策を検討していく必要がある。なお、基本方針において、学識経験者には、意見を聴く発注者とは別の公共工事の発注者の立場における実務経験を有している者等も含まれるとされている。

1-4. 総合評価方式に関連する用語の定義

個別工事に際しての技術審査（技術的能力の審査）

入札に参加する予定の企業（競争参加者）の技術力（同種工事の経験、簡易な施工計画、配置予定技術者のヒアリング等）の審査を行い、競争参加資格の有無の確認を行うこと。

技術的能力の審査・評価

企業から提出された技術提案の実現性等を審査した上で、技術提案の点数付け（評価）を行うこと。

評価値

落札者を選定するための指標。要求要件を満たし、入札価格が予定価格内であった競争参加者のうち、評価値が最も高い者が落札者として選定される。なお、加算方式では価格評価点と技術評価点との合計点数、また、除算方式では技術評価点を入札価格で除した値が評価値となる。

価格評価点

加算方式において、あらかじめ定めた算出方法により、入札価格を無次元化することにより価格の価値を表した指標が価格評価点となる。

技術評価点

競争参加者の技術提案等に基づき算出する技術力の価値を表す指標。加算方式では評価基準に基づき付与された評価項目ごとの得点の合計であり、除算方式では標準点と加算点の合計得点が技術評価点となる。

標準点

除算方式において、競争参加者の技術提案が、発注者が示す最低限の要求要件を満たした場合に付与される点数を標準点という。

加算点

除算方式において、競争参加者の技術提案等が標準点を与えられる状態を上回る場合に付与される点数を加算点という。

加算方式と除算方式による各用語の比較

| | 加算方式 | 除算方式 |
|-------|--------------|--------------|
| 評価値 | 価格評価点+技術評価点 | 技術評価点/入札価格 |
| 技術評価点 | 評価項目ごとの得点の合計 | 標準点+加算点 |
| 加算点 | — | 評価項目ごとの得点の合計 |